

(平成26年8月11日開催 放課後子ども総合プランに関する自治体担当者会議配布資料より抜粋)

～一体的な、又は連携によるモデルケース(例)～ (現時点における整理)

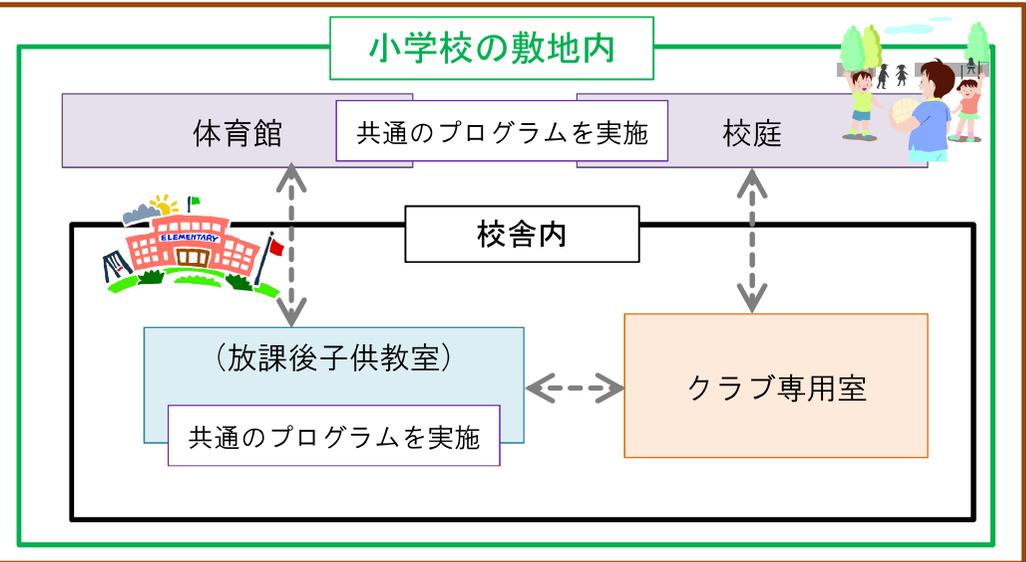
一体型のモデルケース例

- : 放課後児童クラブ専用室
- : 放課後子供教室の活動場所
- : 一時的な利用

I. モデルケース <学校の余裕教室等を利用>

- 学校の余裕教室等を利用して、1部屋以上を放課後子供教室、1部屋以上を放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室の活動場所で共通のプログラムを実施。

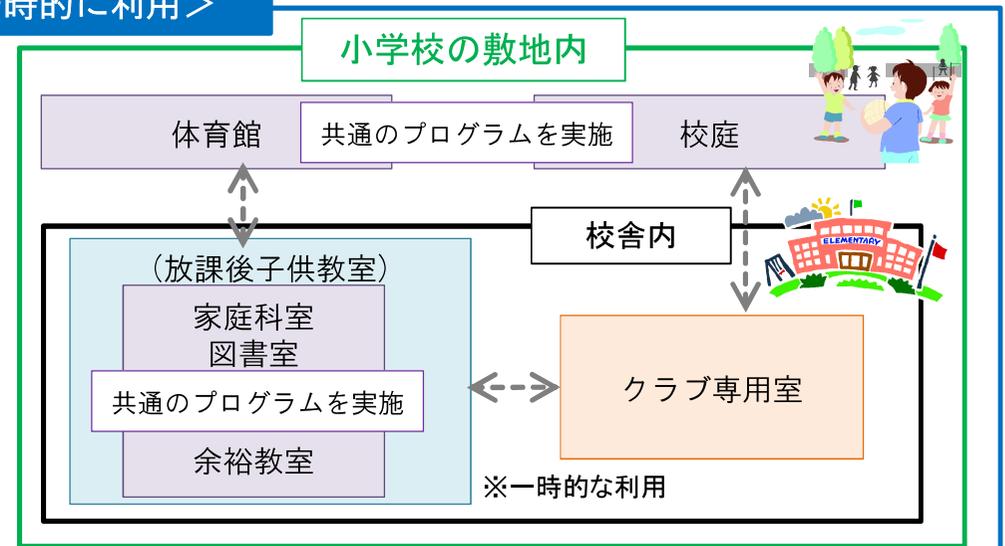
[実施例] (毎日開催型) 東京都世田谷区の事例



II. モデルケース <学校の特別教室と余裕教室等を一時的に利用>

- 学校の余裕教室等を1部屋以上利用して、放課後児童クラブの専用室とする。
*放課後児童クラブの活動場所も、学校の教育活動で活用する場合あり。(一時的な利用)
- 放課後子供教室は、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、共通のプログラムを実施。

[実施例] (毎日開催型) 大阪府茨木市の事例
(定期開催型) 愛知県東海市の事例
山口県周南市の事例



※専用の活動場所がある場合も、学校の特別教室や図書室、体育館、校庭等のスペースなど、一時的な利用を積極的に促進

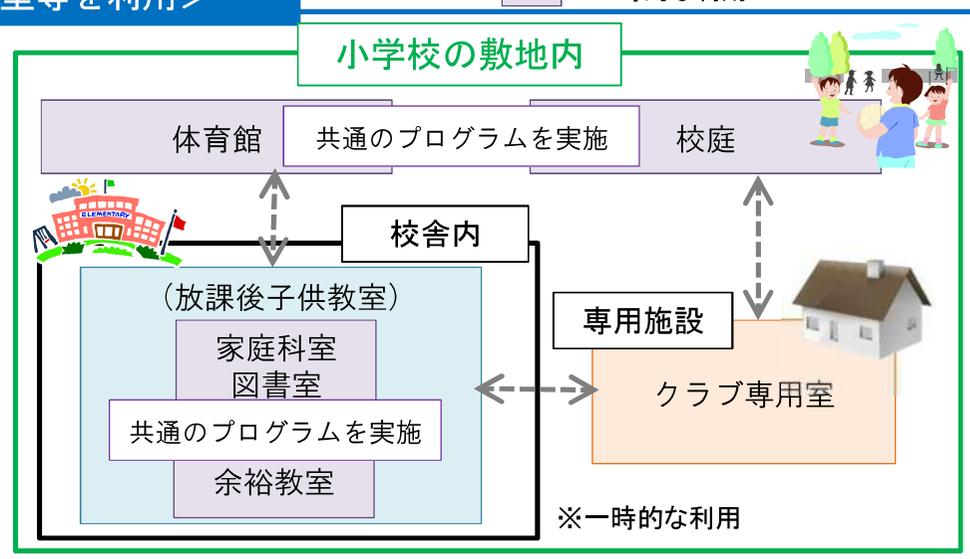
一体型のモデルケース例

- : 放課後児童クラブ専用室
- : 放課後子供教室の活動場所
- : 一時的な利用

Ⅲ. モデルケース < 学校施設内の専用施設と特別教室等を利用 >

- 学校敷地内の専用施設を使用して、放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室は、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して共通のプログラムを実施。

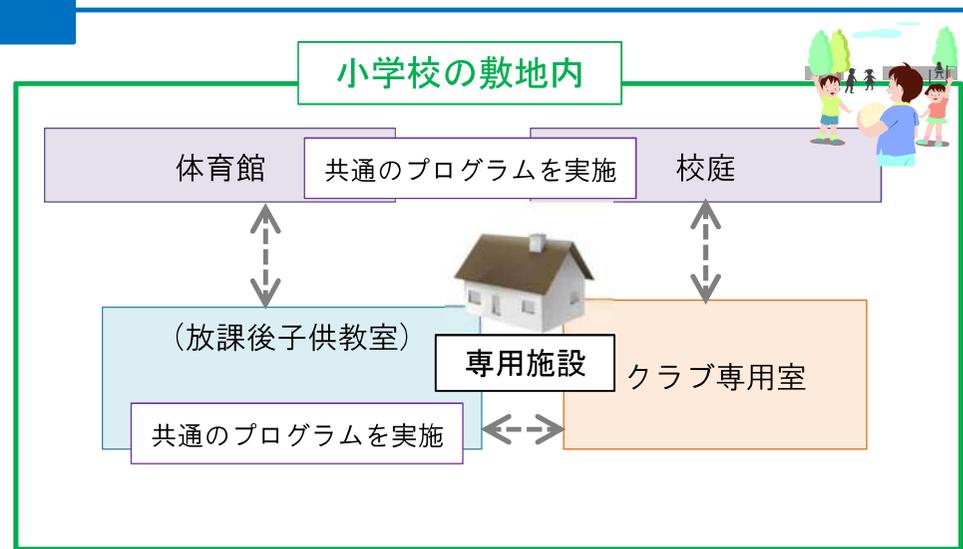
[実施例] (定期開催型) 秋田県北秋田市の事例
富山県立山町の事例



Ⅳ. モデルケース < 学校敷地内の専用施設を利用 >

- 学校敷地内の専用施設の2部屋以上利用して、1部屋以上を放課後子供教室、1部屋以上を放課後児童クラブの専用室とする。
- 放課後子供教室の活動場所で共通のプログラムを実施。

[実施例] (毎日開催型) 東京都中野区の事例



※専用の活動場所がある場合も、学校の特別教室や図書室、体育館、校庭等のスペースなど、一時的な利用を積極的に促進